



第 290 号  
令和 6 年  
3 月 19 日(火)  
火 曜 日 発 行

目 次

(※は県例規集登載事項)

規 則

- ※運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(四・スポーツ課)……………二
- ※福井県こども療育センター管理規則の一部を改正する規則(五・障がい福祉課)……………二
- ※福井県脳血管・循環器疾患委員会規則を廃止する規則(六・健康政策課)……………三
- ※福井県立看護専門学校授業料および入学料の減免および徴収猶予に関する規則の一部を改正する規則(七・地域医療課)……………三
- ※福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(八・同)……………四
- ※技能検定試験手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則(九・労働政策課)……………五
- ※養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則(一〇・中山間農業・畜産課)……………六
- ※福井県八乙女頭首工管理条例施行規則の一部を改正する規則(一一・農地保全整備課)……………九
- ※福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則(一二・都市計画課)……………一〇

告 示

- ※県統計調査の告示の一部を改正する告示(一〇六・統計調査課)……………一一
- 土壤汚染対策法第六条第四項の規定に基づく要措置区域の指定の解除(一〇七・環境政策課)……………一二
- 土壤汚染対策法第十一条第二項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(一〇八・同)……………一三
- 家畜の検査の実施(一〇九・中山間農業・畜産課)……………一三
- 家畜伝染病予防法の規定に基づく予防注射の実施(一一〇・同)……………一五
- 福井県知事管理漁獲可能量の設定(一一一・水産課)……………一五
- 道路の供用の開始(一二二・道路保全課)……………一六
- 証紙売りさばき人の指定の取消(一二三・審査指導課)……………一六

公 告

- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………一六
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一七
- 基本測量の実施(土木管理課)……………一七
- 公共測量の実施(同)……………一七
- 公共測量の終了(三件・同)……………一八
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一八
- 福井海区漁業調整委員会指示
  - 業法第二百一十条第一項の規定に基づく指示(六一一)……………一九
  - 福井海区漁業調整委員会告示
    - 福井海区漁業調整委員会指示第六一一号の規定に基づく様式(一一)……………二〇

規則

運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四号

運動公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

運動公園の管理運営に関する規則(令和元年福井県規則第三号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(許可の手続)

第三条 (略)

(広告物の表示)

第三条の二 条例第四条第一項第六号の規則で定める施設は、福井県福井運動公園の体育館とする。

2 条例第四条第一項第六号の規定による広告物の表示は、前項の体育館のメインアリーナの西側壁面であつて知事が指定する場所において行うものとする。

(公園施設の供用日および供用時間)

第四条 (略)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県子ども療育センター管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第五号

福井県子ども療育センター管理規則の一部を改正する規則

福井県子ども療育センター管理規則(昭和五十八年福井県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(施設の名称)

第二条 子ども療育センターの医療型障害児入所施設、児童発達支援センターおよび児童発達支援・生活介護事業所の名称は、次のとおりとする。

改正前

(施設の名称)

第二条 子ども療育センターの医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センターおよび児童発達支援・生活介護事業所の名称は、次のとおりとする。

医療型障害児入所施設	区分	名称
児童発達支援センター	(略)	つばさ
児童発達支援・生活介護事業所	(略)	(略)
医療型障害児入所施設	区分	名称
福祉型児童発達支援センター	(略)	つばさ
児童発達支援・生活介護事業所	(略)	(略)

附 則  
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県脳血管・循環器疾患委員会規則を廃止する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第六号

福井県脳血管・循環器疾患委員会規則を廃止する規則

福井県脳血管・循環器疾患委員会規則（平成八年福井県規則第二十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県立看護専門学校の授業料および入学料の減免および徴収猶予に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第七号

福井県立看護専門学校の授業料および入学料の減免および徴収猶予に関する規則の一部を改正する規則

福井県立看護専門学校の授業料および入学料の減免および徴収猶予に関する規則（昭和六十二年福井県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（経済的理由による授業料の減免）

第二条 次の各号のいずれかの理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められる者は、知事が納付が困難であると認める額について、授業料の減免を受けることができる。

（経済的理由による授業料の減免）

第二条 学資負担者が死亡し、もしくはは疾病にかかり、または学生もしくは学資負担者が風水害、火災等の災害を受けたことによつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められる者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免の対象となる者を除く。）は、知事が納付が困難であると認める額について、授業料の減免を受けることができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を受けて

いる世帯またはこれに準ずる世帯に属する者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免の対象となる者を除く。）であること。

二 学資負担者が死亡し、もしくはは疾病にかかり、または学生もしくは学資負担者が風水害、火災等の災害を受けたこと。

2 (略)

3 法第八条第一項の規定による授業料の減免の対象となる者は、知事が納付が困難であると認める額について、授業料の減免を受けることができる。

4 第一項および前項の授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免(徴収猶予)申請書(様式第一号)を学校長を経由して知事に提出しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

第四条 次の各号に掲げるいずれかの理由によつて授業料の納付が困難である者は、知事が必要と認める間、授業料の徴収猶予を受けることができる。

一 生活保護法の規定による保護を受けている世帯またはこれに準ずる世帯に属する者であること。

二 (略)

2・3 (略)

(入学料の減免)

第五条 入学前六月以内において、学資負担者が死亡し、もしくはは疾病にかかり、または入学しようとする者もしくは学資負担者が風水害、火災等の災害を受けたことにより入学料の納付が困難であると認められる者は、知事が納付が困難であると認める額について、入学料の減免を受けることができる。

2 法第八条第一項の規定による入学料の減免の対象となる者は、知事が納付が困難であると認める額について、入学料の減免を受けることができる。

3 前二項の入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免(徴収猶予)申請書(様式第二号)を、入学料の納付期限までに、学校長を経由して知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第八号

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例施行規則(平成二十四年福井県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

2 (略)

3 第一項の授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免(徴収猶予)申請書(様式第一号)を学校長を経由して知事に提出しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

第四条 次の各号に掲げるいずれかの理由によつて授業料の納付が困難である者は、知事が必要と認める間、授業料の徴収猶予を受けることができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けている世帯またはこれに準ずる世帯に属する者であること。

二 (略)

2・3 (略)

(入学料の減免)

第五条 入学前六月以内において、学資負担者が死亡し、もしくはは疾病にかかり、または入学しようとする者もしくは学資負担者が風水害、火災等の災害を受けたことにより入学料の納付が困難であると認められる者(法第八条第一項の規定による入学料の減免の対象となる者を除く。)は、知事が納付が困難であると認める額について、入学料の減免を受けることができる。

2 前項の入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免(徴収猶予)申請書(様式第二号)を、入学料の納付期限までに、学校長を経由して知事に提出しなければならない。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(病院の従業者の員数)

(病院の従業者の員数)

第三条 条例第六条第二項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

第三条 条例第六条第二項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 一三 (略)

一 一三 (略)

四 栄養士または管理栄養士

四 栄養士

五・六 (略)

五・六 (略)

2 (略)

2 (略)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

技能検定試験手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第九号

技能検定試験手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験手数料の免除に関する規則(平成二十九年福井県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(免除)

(免除)

第二条 知事は、次の各号に掲げる場合には、条例第五条の規定により、条例別表第六号の表二十四の項金額の欄第一号の手数料について、当該各号に定める額を免除するものとする。この場合においては、福井県手数料徴収条例施行規則(平成十二年福井県規則第八号)第二条の規定は、適用しない。

第二条 知事は、次の各号に掲げる場合には、条例第五条の規定により、条例別表第六号の表二十四の項金額の欄第一号の手数料について、当該各号に定める額を免除するものとする。この場合においては、福井県手数料徴収条例施行規則(平成十二年福井県規則第八号)第二条の規定は、適用しない。

一 次のいづれにも該当する者(以下「免除対象者」という。)(が三級の技能検定実技試験を受ける場合(次号および第三号に掲げる場合を除く。)) 九千円

一 次のいづれにも該当する者(以下「免除対象者」という。)(が二級または三級の技能検定実技試験を受ける場合(次号および第三号に掲げる場合を除く。)) 九千円

イ 技能検定実技試験の実施日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)(の四月一日における年齢が二十三歳未満の者

イ 技能検定実技試験の実施日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)(の四月一日における年齢が二十五歳未満の者

ロ・ハ (略)

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

二・三 (略)

四 第一号イおよびロに該当し、かつ、同号ハに該当しない者が三級の技能検定実技試験を受ける場合 四千五百円

四 第一号イおよびロに該当し、かつ、同号ハに該当しない者が三級の技能検定実技試験を受ける場合 四千五百円

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和三十一年福井県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。  
様式第一号および様式第二号を次のように改める。



様式第1号(第1条関係)

## 蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

福井県知事 様

住 所

電 話 番 号<sup>※1</sup>

氏名または名称

および代表者氏名

E - m a i l

養蜂振興法第3条第1項または第3項の規定により、下記のとおり(蜜蜂飼育届・飼育変更届)を提出します。

## 1 記

年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所 <sup>※2</sup>	飼 育 蜂 群 数
(うち日本蜜蜂)	( )
(うち日本蜜蜂)	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画<sup>※3</sup>

飼 育 場 所 <sup>※2</sup>	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
(うち日本蜜蜂)	1月 1日から	月 日まで
(うち日本蜜蜂)	月 日から	月 日まで
(うち日本蜜蜂)	月 日から	月 日まで

## 3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：福井県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止およびその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：福井県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備を講じる。

③ 個人情報の第三者への提供：福井県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・福井県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止およびその他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県)ならびに関係機関等の協力が必要な場合

備考

※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号ならびに必要に応じて緯度および経度)を記入すること。なお、地区の添付等でも可とする。

※3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

## 【提出に当たつての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、福井県は、蜂群配置の適正の確保および防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たつては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、福井県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。





附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

- この規則による改正前の養蜂振興法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県八乙女頭首工管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十一号

福井県八乙女頭首工管理条例施行規則の一部を改正する規則

福井県八乙女頭首工管理条例施行規則（平成十八年福井県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
期間	（略）	（略）	（略）
		（単位 立方メートル毎秒）	（単位 立方メートル毎秒）
三月十六日から 三月二十五日まで	（略）	三・三八〇	（略）
三月二十六日から 四月二十五日まで	（略）	八・五九五	（略）
四月二十六日から 五月二十日まで	（略）	七・九八〇	（略）
五月二十一日から 七月三十一日まで	（略）	八・四〇五	（略）
八月一日から 九月二十五日まで	（略）	（略）	（略）
九月二十六日から 十二月十五日まで	（略）	（略）	（略）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十二号

福井県都市公園の管理に関する規則の一部を改正する規則

福井県都市公園の管理に関する規則（昭和五十四年福井県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

2 (略)		都市公園の名称		幾久公園		特定公園施設の 名称		テニスコート		供用日		供用時間	
		臨海中央公園				テニスコート				一月四日から三月三十一日までおよび十一月一日から十二月二十八日までの日		九時から十七時まで	
2 (略)		都市公園の名称		幾久公園		特定公園施設の 名称		テニスコート		供用日		供用時間	
		臨海中央公園				テニスコート				一月四日から十二月二十八日までの日		八時三十分から日没まで	

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

# 告 示

## 福井県告示第106号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告示

県統計調査の告示（平成21年福井県告示第187号）の一部を次のように改正する。

表中

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項およびその基準となる期日または期間	報告を求める者	報告を求めらるる方法	報告を求める期間
福井県の子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査 子育て支援等に関する県民の実態や意識等を把握し、県の子ども・子育て支援事業計画（平成32～38年度）の策定に反映させることを目的とする。	①福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査（就学前児童および就学児童の保護者用） 福井県内全域 就学前児童および就学児童の保護者	結婚、子どもを生まみ育てること、育原や子どもの生活、子育ての支え、子どもの生活、子育ての向上、育原休業、育原短時間勤務、職場環境、行政による子育て支援について 1月1日	就学前児童および就学児童の保護者 5,000人	県一民間事業者 一報告者 郵送調査	不定期（原則として5年毎） 1月上旬～2月下旬
	②福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査（未婚者用） 福井県内全域 未婚者	結婚、子どもに対する考え方、未婚の結婚支援事業、県の子育て支援事業について 1月1日	未婚者 2,000人		
	③福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査（不妊治療経験者用） 福井県内全域 不妊治療経験者	治療を始めたきっかけ、周囲との関わり、治療と仕事の両立について 1月1日	不妊治療経験者 1,000人		

を

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求めらるる事項およびその基準となる期日または期間	報告を求めらるる者	報告を求めらるるための方法	報告を求めらるる期間
福井県の子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査(県民の実態や意識等)を把握し、県の子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)の策定に反映させることを目的とする。	①福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(子ども(小学校5年生~高校3年生)用) 福井県内全域 子ども(小学校5年生~高校3年生)	親とのふれあい、生活、地域とのかかわりあい、結婚について 1月1日	子ども(小学校5年生~高校3年生) 1,500人	県一民間事業者一報告者 郵送調査	不定期(原則として5年毎) 4月上旬~5月下旬
	②福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(若者(19歳~29歳)用) 福井県内全域 若者(19歳~29歳)	親とのふれあい、生活、地域とのかかわりあい、結婚、子どもを産み育てること、子育てと仕事の両立、行政の役割について 1月1日	若者(19歳~29歳) 1,000人		
	③福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(保護者(未就学児~高校生)用) 福井県内全域 保護者(未就学児~高校生)	結婚、子どもを産み育てること、育児や子どもとのふれあい、子どもの生活と教育、地域での子育て支援、子育てと仕事の両立、行政の役割について 1月1日	保護者(未就学児~高校生) 2,800人		
	④福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(未婚者用) 福井県内全域 未婚者(20~39歳)	結婚について 1月1日	未婚者(20~39歳) 3,000人		

に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月19日から施行する。

福井県告示第107号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定に基づき、令和5年福井県告示第382号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の全部について、指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定を解除する要措置区域  
要措置区域(越前市北府二丁目26字西中島2番1および8番の各一部)の全部

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していないかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

#### 福井県告示第108号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和5年福井県告示第383号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
形質変更時要届出区域（越前市北府二丁目25字南堂ノ本62番1、26字西中島2番1、8番および203字東中島1番1の各一部）の全部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物  
規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

#### 福井県告示第109号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による検査を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

別表

検査項目	実施の目的	実施する区域	対象家畜の種類、範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生子防	県内全域	1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛 2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛 3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛 4) 前3号の牛と同一施設で飼育している牛	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法、ヨーニン、および補体結合反応検査
			1) 搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち、実施の期日内に県外から導入されたもの 2) 搾乳あるいは繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛のうち家畜保健衛生所長の指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法、ウエスタンブロット法による検査および免疫組織化学的検査
伝達性海綿状脳症	発生子防	県内全域	1) 牛海綿状脳症を疑う症状を呈して死亡した牛 2) 18ヶ月齢以上で死亡したためん羊および山羊	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	肉眼検査および細菌学的検査
腐敗病	発生子防	県内全域	実施する区域内で飼育されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	ラテックス凝集反応
オーエスキュー病	発生子防	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	RT-PCR法、蛍光抗体法、中和試験およびエライザ法
豚熱	発生子察	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	PCR法
アフリカ豚熱	発生子察	県内全域	実施する区域で飼育されている豚のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	エライザ法および寒天ゲル内沈降反応
高病原性/低病原性鳥インフルエンザ	発生子察	県内全域	実施する区域で、100羽以上の家きん(だちよう)において(10羽以上)を飼育している農場で飼育されている家きんのうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	急速平板凝集法
家きんサルモネラ症	発生子察	坂井市	実施する区域で飼育されている種鶏および同候補鶏のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	急速平板凝集法

アルボウイルス感染症	発生子察	県内全域	未越冬牛(前年11月から当年4月までに生まれたもの)あるいは抗体陰性牛のうち、家畜保健衛生所長が指定するもの	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日	中和試験
------------	------	------	--	---	------

福井県告示第110号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による豚熱予防注射を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 実施の目的  
養豚場における豚熱の発生予防
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜  
豚
- 4 実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法  
皮下または筋肉内注射法

福井県告示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。



(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ	
(小型魚) 定置漁業	37.4
福井県くろまぐろ	
(小型魚) 漁船漁業等	0.4

第 2 くろまぐろ (大型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ	
(大型魚) 定置漁業	21.4
福井県くろまぐろ	
(大型魚) 漁船漁業等	0.2

福井県告示第 112 号

一般国道 158 号の下記区間において、道路防災対策工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和 6 年 3 月 19 日から 20 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 19 日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道		
158 号	大野市西勝原 2 字中林 1 番 4 から 大野市西勝原 3 9 字奥向 1 番 4 2 まで	令和 6 年 3 月 19 日

福井県告示第 113 号

福井県証紙条例施行規則 (昭和 39 年福井県規則第 32 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づ

き、証紙売りさばき人の指定を取り消したので、福井県証紙条例 (昭和 39 年福井県条例第 14 号) 第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

福井県知事 杉本 達治

1 証紙売りさばき人の住所および名称

福井市日之出 3 丁目 9 番 3 号

京福日之出ビル 2 階

一般社団法人福井県交通安全協会

2 証紙売りさばきの場所

福井市開発 5 丁目 103-1

福井県福井警察署構内

3 指定取消年月日

令和 6 年 3 月 18 日

公 告

日野川用水土地改良区から、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の者が令和 6 年 3 月 3 日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第 18 項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 19 日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理事	牧野 良信	鯖江市川去町 37-14
〃	川端 保郎	越前市新保町 19-13
〃	澤崎 輝男	南越前町関ヶ鼻 13-12-1
〃	高木 長久	南越前町脇本 10-39
〃	杉本 寛重	越前市小野谷町 52-55
〃	牧田 峰雄	越前市真柄町 15-16
〃	塚崎 信行	越前市高木町 42-6
〃	佐治 覺次	越前市中平吹町 74-4
〃	直井 伍平	越前市片屋町 28-30
〃	長田 等三	越前市西尾町 41-35
〃	海田 和廣	越前市山室町 50-6-2
〃	上坂 正嗣	越前市朽飯町 22-6
〃	青山 泰雄	鯖江市持明寺町 12-1-1

♪ 佐々木武二 鯖江市石生谷町32-73  
 ♪ 齋藤 一己 鯖江市中野町10-32  
 ♪ 稲崎 長 鯖江市四方谷町5-44  
 ♪ 大久保清市 鯖江市鳥羽1-2-29  
 ♪ 福岡 重光 鯖江市横越町13-13  
 ♪ 木下 敏一 福井市島寺町60-19-1  
 ♪ 宇野 國雄 福井市在田町3-17  
 ♪ 堀内 敏正 福井市鏡ヶ崎町26-28  
 ♪ 前田 重信 福井市安保町9-6  
 ♪ 上木 真吾 越前市高木町41-5  
 監 事 片山 明則 南越前町鋳物師21-19  
 ♪ 棚田 敏幸 越前市広瀬町101-11  
 ♪ 手鹿 廣一 鯖江市下氏家町16-22  
 ♪ 宮本 正治 福井市片粕町14-3  
 ♪ 片岡 建和 越前市村国2-5-42

日野川用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月4日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
 理 事 杉本 寛重 越前市小野谷町52-55  
 ♪ 牧野 良信 鯖江市川去町37-14  
 ♪ 川端 保郎 越前市新保町19-13  
 ♪ 上木 真吾 越前市高木町41-5  
 ♪ 澤崎 輝男 南越前町関ヶ鼻13-12-1  
 ♪ 嶋崎 政信 南越前町阿久和61-40  
 ♪ 服部 常雄 越前市向新保町35-16  
 ♪ 小柳 茂 越前市北町42-34  
 ♪ 井上 孝次 越前市塚町4-4-1  
 ♪ 佐治 覺次 越前市中平吹町74-4  
 ♪ 大久保健一 越前市上太田町28-12  
 ♪ 岡田 勘一 越前市広瀬町155-19  
 ♪ 海田 和廣 越前市山室町50-6-2  
 ♪ 前田 博之 越前市殿町8-23

♪ 青山 泰雄 鯖江市持明寺町12-1-1  
 ♪ 加藤 孝和 鯖江市大倉町10-10  
 ♪ 青木 一郎 鯖江市石生谷町29-2  
 ♪ 齋藤 一己 鯖江市中野町10-32  
 ♪ 石本 義幸 鯖江市下新庄町53-6  
 ♪ 笠嶋 正信 鯖江市上河端町55-43  
 ♪ 松澤 重治 福井市田尻栃谷町29-4  
 ♪ 上山康一郎 福井市真栗町42-27  
 ♪ 吉田 善久 福井市浅水町101-8  
 ♪ 村上 一美 福井市杉谷町26-25  
 監 事 上坂 正嗣 越前市朽飯町22-6  
 ♪ 宇野 孝恵 越前市五分市町14-22  
 ♪ 稲崎 長 鯖江市四方谷町5-44  
 ♪ 吉田 文雄 福井市浅水二日町27-21-1  
 ♪ 片岡 建和 越前市村国2-5-42

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和6年2月20日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量（電子基準点測量）
- 3 作業の期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 作業の地域  
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、坂井市、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町、大飯郡おおい町、三方上中郡若狭町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年1月11日に美浜町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月19日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称  
美浜町
  - 2 作業の種類  
公共測量（道路台帳図データ）
  - 3 作業の期間  
令和6年1月1日から令和6年3月15日まで
  - 4 作業の地域  
美浜町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年1月24日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年3月19日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称  
福井河川国道事務所
  - 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
  - 3 作業の期間  
令和5年10月10日から令和5年12月20日まで
  - 4 作業の地域  
福井県三方上中郡若狭町日笠～小浜市加斗

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年2月26日に福井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年3月19日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称  
福井市
  - 2 作業の種類  
公共測量（数値撮影、写真地図作成）
  - 3 作業の期間

- 令和5年5月30日から令和6年2月29日まで
- 4 作業の地域  
福井市、鯖江市、越前市、坂井市、永平寺町および越前町内一円ならびに大野市内の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年3月6日に坂井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年3月19日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称  
坂井市
  - 2 作業の種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
  - 3 作業の期間  
令和5年11月15日から令和6年2月29日まで
  - 4 作業の地域  
坂井市一円

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

- 令和6年3月19日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
福井都市計画下水道  
(2) 名称  
福井市公共下水道
  - 2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

## 福井海区漁業調整委員会指示

### 福井海区漁業調整委員会指示第6-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、松出シ瀬海域におけるいか類を除く水産動物（以下「水産動物」という。）の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用し、かつ福井海区漁業調整委員会が発行する標旗を掲げて行う場合は、第2項第2号を除きこの限りでない。

令和6年3月19日

#### 福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 松出シ瀬海域  
点Aと点Bを結ぶ線と、水深200メートルの等深線とで囲まれた松出シ瀬および大グリの海域とする。（以下「松出シ瀬海域」という。）

点A：北緯 36度14分11.076秒

（日本測地系 北緯 36度14分）

東経 135度53分49.490秒

（日本測地系 東経 135度54分）

点B：北緯 36度24分11.024秒

（日本測地系 北緯 36度24分）

東経 136度 5分49.404秒

（日本測地系 東経 136度 6分）

#### 第2 制限内容

1 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。

2 遊漁船業者は、水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

#### 第3 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（まき餌釣りは除く。以下「流し釣り」という。）とする。

#### 第4 承認区域

釣り漁業および遊漁の承認をする区域は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：松出シ瀬海域

(2) 遊 漁：松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒（日本測地系北緯36度24分）以北および東経135度59分49.436秒（日本測地系東経136度00分）以東の区域

#### 第5 操業および遊漁の期間

操業および遊漁の期間は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：4月1日から翌年3月31日まで

(2) 遊 漁：4月15日から8月31日まで

#### 第6 承認隻数等

釣り漁業の承認隻数または遊漁の標旗発行枚数は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：福井県と石川県に住所を有する漁業者 220隻以内

(2) 遊 漁：標旗の発行枚数 140枚以内

#### 第6の2

釣り漁業に関し、前項の隻数を超えて申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

#### 第6の3

遊漁の承認については、要件を満たす全ての申請者に対して承認する。ただし、標旗は次に示した団体（以下「遊漁団体」という。）に預け、管理および調整を託する。

1 福井県：福井県漁場利用協議会

2 石川県：石川県フレジャーポート連絡協議会

#### 第7 承認の申請

釣り漁業にかかると承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、所属する漁業協同組合長の副申書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

遊漁にかかると承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属する者は、遊漁団体の長の副申書および名簿とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

遊漁にかかると承認を受けようとする船舶の所有者または使用者であって遊漁団体に所属しない者は、申請書および誓約書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出して、承認を受けなければならない。

#### 第7の2

遊漁にかかると承認を申請する場合は、次の内容を確認できる書面の写しを提出しなければならない。

1 総トン数15トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域において松出シ瀬海域を航行区域に含む船舶であること。

2 1級小型船舶操縦士免許の有資格者であること。

3 松出シ瀬海域において確実に陸船間の連絡が可能で通信設備を装備している船舶で

あること。  
4 対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかか  
る捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶であること。

### 第7の3

福井県に住所を有しない者で、釣り漁業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者ま  
たは使用者は、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

### 第7の4

船舶を所有しない者で、当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾書を申請書  
に添付しなければならない。

### 第8 承認証の交付

福井海区漁業調整委員会会長は、承認をした時は、承認証を交付するものとする。

### 第9 制限または条件

承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業または遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やす  
い場所に掲げなければならない。
- (2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (3) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。

### 第9の2

釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする  
半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じ  
、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

また、遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内  
に釣獲実績報告書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

### 第9の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業または遊漁を行う時は、第8に規定する承認証  
を船舶に備え付けておかなければならない。

### 第9の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、  
福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければな  
らない。

### 第10 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者が、制限または条件あるいは指  
摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員会会長は当該船舶の承認を取り消すこ  
とができる。

### 第11 遊漁団体への指摘

遊漁団体は、第6の3項に規定する標旗の管理および調整の他、福井海区漁業調整委員

会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

### 第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

### 第13 指示の有効期間

令和6年3月19日から令和8年4月30日まで

## 福井海区漁業調整委員会告示

### 福井海区漁業調整委員会告示第1号

福井海区漁業調整委員会指示第6-1号（令和6年3月19日）第12の規定に基づ  
く様式は、次のとおりとする。

令和6年3月19日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

# 松出シ瀬承認事務 様式集

福井海区漁業調整委員会

第7項関係 様式

令和 年 月 日

副 申 書

福井海区漁業調整委員長 様

(団体名)

印

次の船舶は、※（当組合員・当団体）の所有（使用）船舶であり、福井海区漁業調整委員会指示第6-1号および松出シ瀬海域の遊漁に関する協定を遵守いたしますので、※（釣り漁業・遊漁）を御承認くださるようお願いいたします。

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。



第7項関係 様式

松出シ瀬海域における※（釣り漁業・遊漁）承認申請名簿

団体名： \_\_\_\_\_

整理番号	氏名	住所	船 舶				総合保険の有無
			船名	漁船登録または船舶検査番号	総トン数または登録長	根拠地	

第7項関係 様式

松出シ瀬海域における釣り漁業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所  
氏名

㊟

松出シ瀬海域における釣り漁業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 漁業種類 流し釣り および 錨泊め釣り

2 操業区域 松出シ瀬海域

3 操業期間 4月1日から翌年3月31日まで

4 根拠地

5 使用する船舶

(1) 船名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数 トン

(4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力

(5) 使用権の種類 自己所有船・使用賃借権

6 添付書類

(1) 第7の2に規定される内容について証明できる書面の写し。

[注] 上記5の「(5)使用権の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」を添付すること。



第7項関係 様式

松出シ瀬海域における遊漁承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所  
氏名

㊦

〔 遊漁団体に所属しない場合に記入  
連絡先名称：  
電話番号： 〕

松出シ瀬海域における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り (ただし、まき餌釣りは除く。)
- 2 遊漁区域 松出シ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒 (日本測地系 北緯36度24分) 以北および東経135度59分49.4366秒 (日本測地系東経136度00分) 以東の区域
- 3 遊漁期間 4月15日から8月31日まで
- 4 根拠地
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 船舶検査番号
  - (3) 総トン数または登録長 トンメートル
  - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
  - (5) 使用権の種類 自己所有船・使用貸借権
- 6 添付書類
  - (1) 第7の2に規定される内容について証明できる書面の写し。  
〔注〕上記5の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」を添付すること。

第7の4項関係 様式

船舶使用承諾書

令和 年 月 日

様

住所  
氏名

㊦

貴殿が私所有の下記船舶を使用することを承諾します。

記


- 1 船名 丸
- 2 漁船登録番号または船舶検査番号
- 3 総トン数または登録長 トンメートル
- 4 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- 5 使用期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

第8項関係 様式(表面)

漁調委約第 \*\*\* 号

### 釣り漁業承認証

住所 \*\*\*\*\*  
氏名 \*\*\*\*\*

1 釣りの種類	流し釣り および 錨泊め釣り
2 操業区域	松出シ瀬海域
3 操業期間	4月1日から翌年3月31日まで
4 使用船舶	
(1) 船名	*****丸
(2) 漁船登録番号	*-*-*-*-*
(3) 総トン数	*-*-*-* トン
(4) 推進機関の種類および馬力数	*-*-* *-* 馬力
5 承認の有効期間	
	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 制限または条件	(1) 裏面記載のとおり
	令和 年 月 日
	福井海区漁業調整委員会 会長
	

第8項関係 様式(裏面)

#### 6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (3) 釣り漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月および10月を始期とする半期について、各期の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を所属する漁業協同組合を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行う時は、本承認証を船舶に備え付けておかななければならない。
- (5) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものその他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第8項関係 様式(表面)

漁調委釣第 \*\*\* 号

## 遊漁承認証

住所 \*\*\*\*\*  
氏名 \*\*\*\*\*

1 釣りの種類 流し釣り(ただし、まき餌釣りを除く)

2 遊漁区域 松出ノ瀬海域のうち、北緯36度24分11.024秒

(日本測地系 北緯36度24分)以北および東経135度59分49.436秒(日本測地系東経136度00分)以東の区域

3 遊漁期間 4月15日から8月31日まで

4 使用船舶

(1) 船名 \*\*\*\*\*

(2) 船舶検査番号 \*\*\*\*\*

(3) 総トン数または登録長 \*\*\*\*\* トン \*\*\*\*\*メートル

(4) 推進機関の種類および馬力数 \*\*\*\*\* 馬力

5 承認の有効期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

6 制限または条件

(1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第8項関係 様式(裏面)

6 制限または条件

(1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 遊漁の乗組員は3人以内で、使用する竿数は3本以内とする。

(3) 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、遊漁期間の終了後1か月以内に釣獲実績報告書を、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行う時は、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。

(5) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6の3項、第9項関係 様式

●漁 業：

5 2 cm

松出シ瀬 釣り漁業 承認旗  
松  
福井海区漁業調整委員会

4 2 cm

布地の色：エロンジ  
文字の色：白

●遊 漁：  
福井県漁場利用協議会管理分

5 2 cm

松出シ瀬 遊漁 承認旗  
松一福  
福井海区漁業調整委員会

4 2 cm

布地の色：緑  
文字の色：黒

石川県フレジャーボート連絡協議会管理分  
5 2 cm

松出シ瀬 遊漁 承認旗  
松一石  
福井海区漁業調整委員会

4 2 cm

布地の色：黄  
文字の色：黒

第9の2項関係 様式

松出シ瀬 釣り漁業・遊漁 釣獲実績報告書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所  
氏名

印

承認番号	船名	漁船登録または船舶番号	操業形態 釣り漁業・遊漁
------	----	-------------	-----------------

操業月日 (月/日)	竿数/乗船人数					
	本	人	本	人	本	人
ウスマバシル (沖マバシル)	尾数					
	k g					
キダイ	尾数					
	k g					
マダイ	尾数					
	k g					
フリ類	漁種名					
	k g					
その他	漁種名					
	尾数					
	k g					
	漁種名					
	尾数					
	k g					
	漁種名					
	尾数					
	k g					

第7項関係 様式

## 誓約書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

私は、福井海区漁業調整委員会指示第6-1号および「松出シ瀬海域遊漁に関する協定」の内容を遵守し、誠実に秩序ある漁場利用に努めるとともに、違反した場合の措置についてもこれらの規程に忠実に従うことを誓います。

住所

氏名

印

令和六年三月十九日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県